

監理団体改革の検討状況について

平成29年7月19日
総務局

目次

第1部 監理団体改革の取組状況について P. 1
1 監理団体の自己点検及び所管局評価の取組状況	
・ 監理団体改革の流れ P. 2
・ 今後の検討にあたっての課題整理(第9回本部会議資料抜粋) P. 3
・ 自己点検等の概要 P. 4
・ 自己点検等の対象範囲 P. 5
2 今後の監理団体改革スケジュール(予定) P. 6
第2部 報告団体について P. 7
1 報告団体の概要	
・ 監理団体等の概要(第9回本部会議資料抜粋) P. 8
・ 報告団体51団体の一覧 P. 9
・ 監理団体と報告団体との指導監督等の違い P. 10
・ 報告団体の経緯 P. 12
・ 法人形態・出資等比率別報告団体一覧 P. 13

2 報告団体の現状(監理団体との比較)

- ・ 出資等比率別比較 P. 15
- ・ 都財政支出額別比較 P. 16
- ・ 常勤役職員割合比較 P. 17
- ・ 都派遣職員数別比較 P. 18

3 報告団体に関する課題整理 P. 19

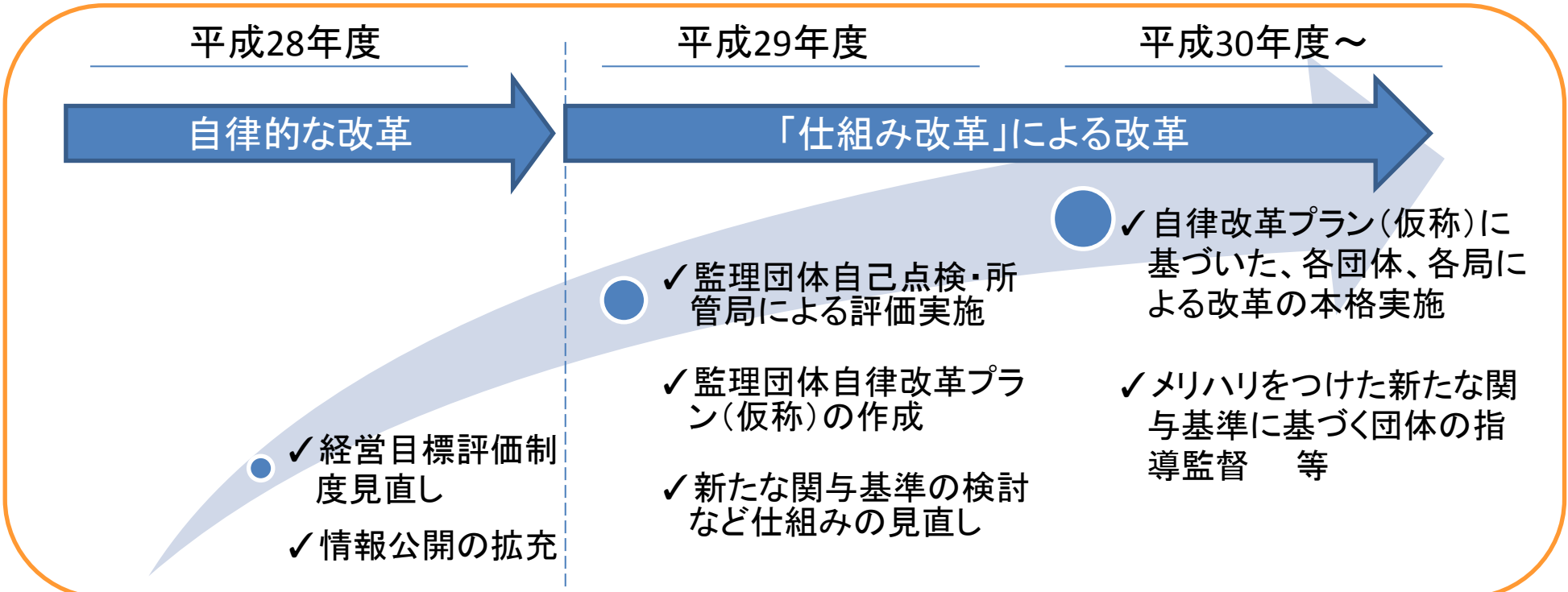
第1部

監理団体改革の取組状況について

1 監理団体の自己点検及び所管局評価の取組状況

監理団体改革の流れ

- 都政改革本部が設置されて以降、自律的な改革の一環として、制度所管局（総務局）による監理団体経営目標評価制度の見直し（外部有識者による意見聴取の仕組み導入等）や情報公開の拡充（都財政支出受入額等）を実施
- 今年度からは、2020改革の「仕組み改革」の検討課題の一つに位置付け、「監理団体の戦略的活用」に向けた改革を進めることとしており、制度所管局に加え監理団体及び団体所管各局等においてもその取組を推進



1 監理団体の自己点検及び所管局評価の取組状況

参考：平成29年5月30日 第9回本部会議資料抜粋

4 今後の検討にあたっての課題整理

検討すべき主要課題

○都と監理団体の関係性

- ☛ 公的サービスの提供主体として、今後の都庁と監理団体の関係性はどうかあるべきか
- ☛ 従来の「積極的活用」の考え方を一歩進め、将来動向を見据えた監理団体の新たな位置づけ等を検討すべきではないか

○都の関与のあり方

- ☛ 従来の全団体一律的な関与が、今後の監理団体の執行体制強化に資する最適な関与の手法であるのか検討すべきではないか

○監理団体個々の経営のあり方

- ☛ 業務量の増加、人手不足など将来動向を踏まえた上で、各団体の経営はどうかあるべきか

✓ 位置づけや関与手法など「新たな仕組み」の検討を進め、7月に改革の方向性を整理

✓ 現在の監理団体の置かれている状況(位置づけや経営課題等)について、団体自らが自己点検し、各団体所管局が評価を実施

その上で、課題解決を図るべきものは団体による自律的な改革プランを策定

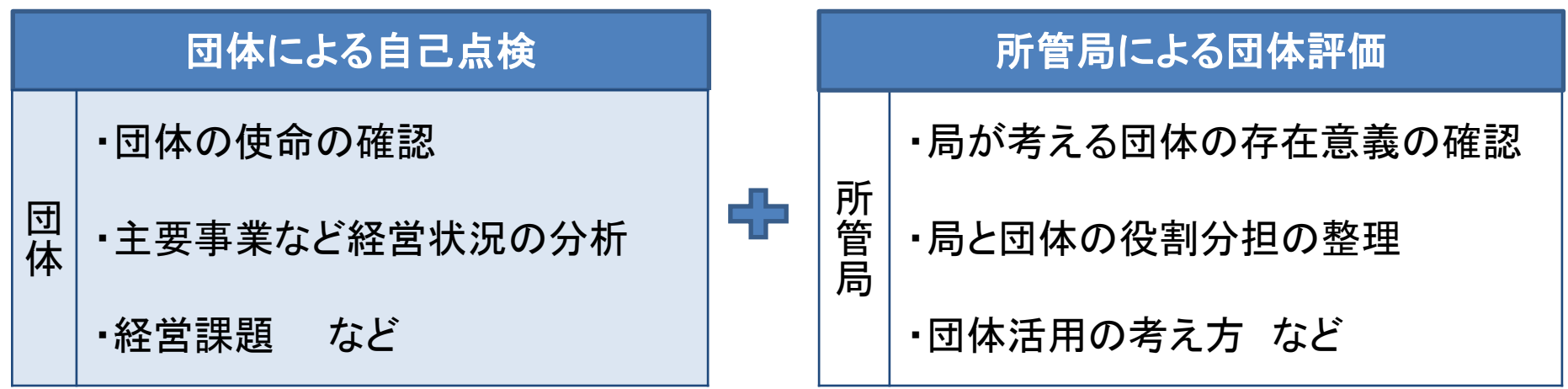
※報告団体は、各局の主要事業を分析・評価する「見える化改革」において関係する事業ユニットごとに実施

1 監理団体の自己点検及び所管局評価の取組状況

自己点検等の概要

- ・団体の存在意義や組織運営上の強み・弱み等を検証し、経営課題などを抽出
- ・局による団体活用の考え方や役割分担等を検証し、戦略的活用に向けた考え方を整理

《平成29年度の取組》



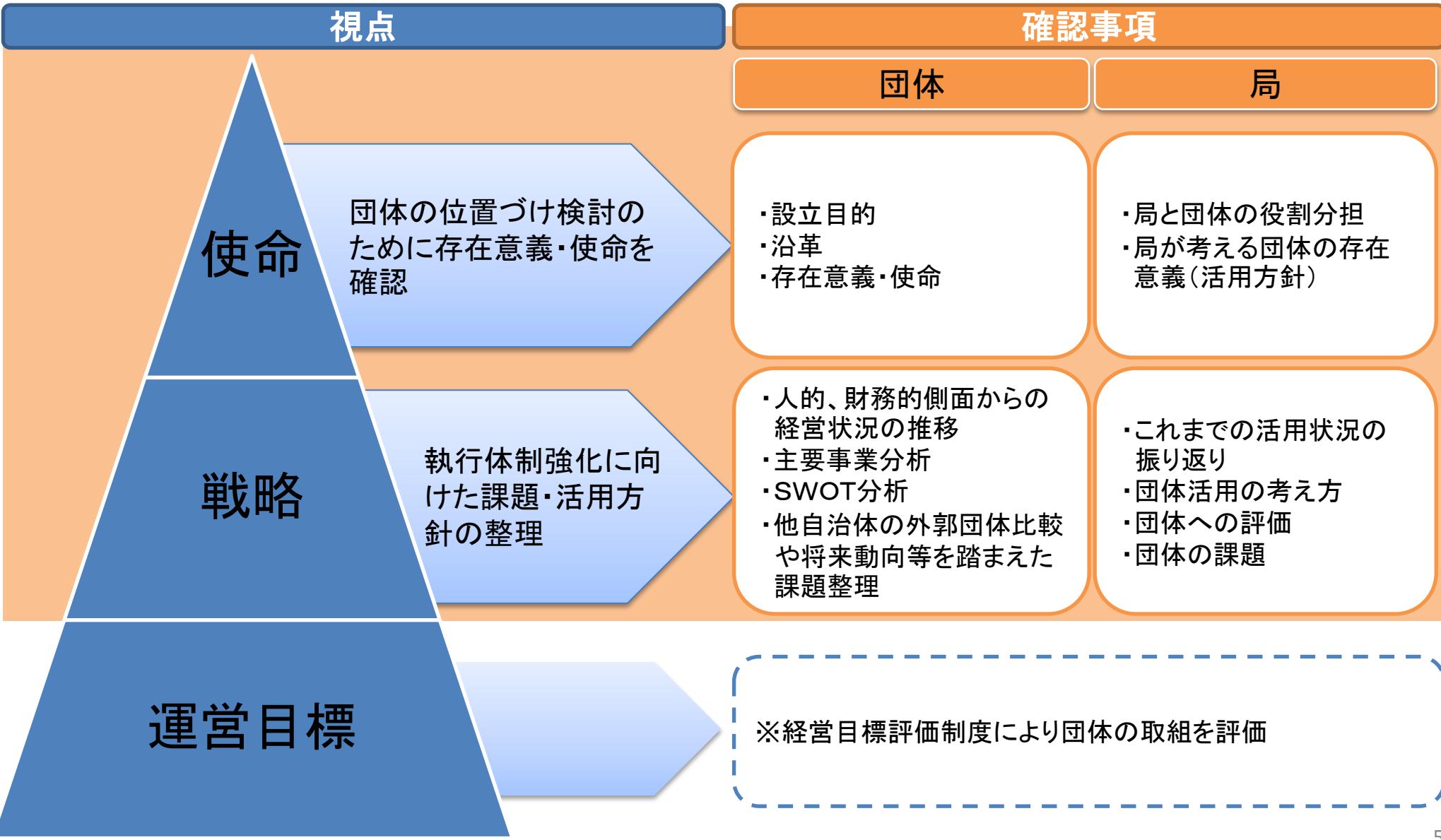
都政改革本部による、「見える化改革」と連動したヒアリングの実施

団体による自律改革プランの策定

自己点検で出てきた経営課題を踏まえた、団体の機能強化に向けた改革案の策定
(改革メニュー例: 都民サービスの質の向上、経営の効率化、働き方改革等)

1 監理団体の自己点検及び所管局評価の取組状況

自己点検等の対象範囲



2 今後の監理団体改革スケジュール(予定)

- 9月 都政改革本部会議において団体改革の方向性を提示
- ～9月 各団体の自己点検（所管局の評価含む）の実施
- ～12月 団体自律改革プランの作成
- 年末～年度末 団体自己点検レポート・団体自律改革プラン取りまとめ
監理団体改革の取組を「2020改革プラン(仮称)」へ反映

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月～
都政改革本部	○ 検討状況報告① (監理団体の総括分析)		○ 検討状況報告② (報告団体の総括分析等)		○ 改革の方向性報告		← 検討が完了したものについて 適宜報告	
自己点検・ 自律改革 (団体・局等)		← 団体自己点検 所管局による団体評価 →				← 団体自律改革プラン →		
仕組み (総務局)	← 方向性案の検討 →				← 関与の基準、関与手法等の検討 →			

第2部

報告団体について

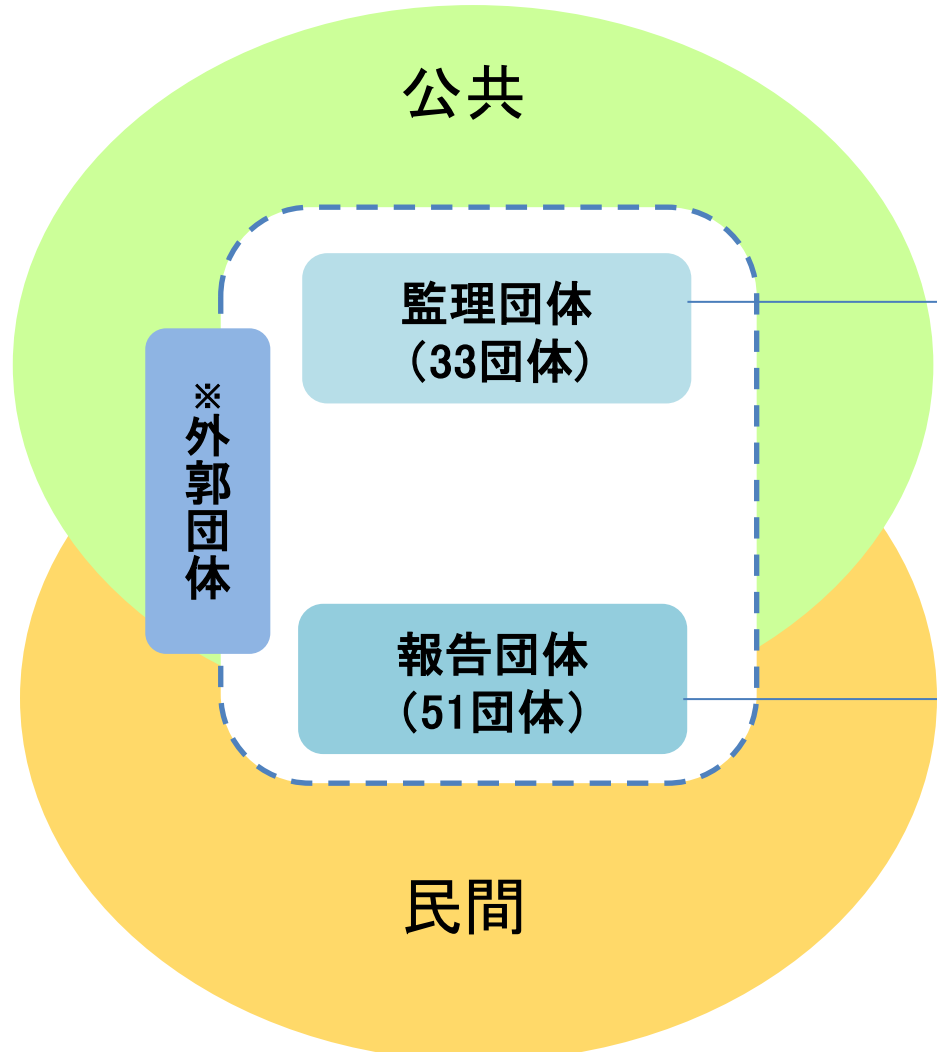
1 報告団体の概要

参考:平成29年5月30日 第9回本部会議資料抜粋

1 監理団体等の概要

監理団体の都における概念

【 定義 】



都が基本財産に出資等を行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、**全庁的に指導監督**を行う必要がある団体

↳ 全庁的な指導監督（関与）を実施（総務局⇒所管局⇒団体）

各団体が自らの経営責任と経営判断のもと経営方針を決定し、都の**所管局が事業**執行を進める中で委託契約や補助金交付要綱などに基づき適切に指導する団体

↳ 所管局による関与（所管局⇒団体）

※一般的な総称であり、都においては明確な定義をしていない。

1 報告団体の概要

報告団体51団体の一覧

1	(一財)東京都人材支援事業団	総務局	18	首都圏新都市鉄道(株)	都市整備局	35	八丈島空港ターミナルビル(株)	港湾局
2	(株)田無タワー		19	(株)建設資源広域利用センター		36	東京臨海熱供給(株)	
3	東京都競馬(株)	財務局	20	東京熱供給(株)	環境局	37	(株)ゆりかもめ	港湾局
4	(株)セントラルプラザ		21	(一社)東京バス協会		38	(株)東京レポートセンター	
5	(株)J-WAVE	生活文化局	22	(公財)東京都生活衛生営業指導センター	福祉保健局	39	東京港埠頭(株)	港湾局
6	東京メトロポリタンテレビジョン(株)		23	東京食肉市場(株)		40	東京トラフィック開発(株)	
7	(公財)東京都私学財団	オリンピック・パラリンピック準備局	24	(一社)東京都農住都市支援センター	中央卸売市場	41	(株)はとバス	交通局
8	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		25	東京都漁業信用基金協会		42	(株)東京交通会館	
9	(公社)東京都障害者スポーツ協会	産業労働局	26	東京都農業信用基金協会	産業労働局	43	有電ビル管理(株)	交通局
10	(公財)東京都体育協会		27	東京都ビジネスサービス(株)		44	有楽町駅前開発(株)	
11	東京地下鉄(株)	都市整備局	28	東京グリーンシステムズ(株)	産業労働局	45	東京都地下鉄建設(株)	水道局
12	首都高速道路(株)		29	東京都プリプレス・トッパン(株)		46	新宿グリーンビル管理(株)	
13	日本自動車ターミナル(株)	都市整備局	30	(一財)ファッション産業人材育成機構	産業労働局	47	東京都市開発(株)	水道局
14	(公財)利根川・荒川水源地域対策基金		31	国際ファッションセンター(株)		48	水道マッピングシステム(株)	
15	東京湾横断道路(株)	都市整備局	32	東京都中小企業団体中央会	産業労働局	49	東京下水道エネルギー(株)	下水道局
16	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター		33	(株)東京ビッグサイト		50	交通情報サービス(株)	
17	(株)多摩テレビ	都市整備局	34	東京信用保証協会	産業労働局	51	(公財)暴力団追放運動推進都民センター	警視庁

1 報告団体の概要

監理団体と報告団体との指導監督等の違い

指導監督等の目的

○ 監理団体

継続的な財政支出、人的支援等を通じ、都の行政運営を支援・補完し、都政策との連動性が高い団体であるため、経営改善や自律的経営の促進を図る目的で指導監督を実施

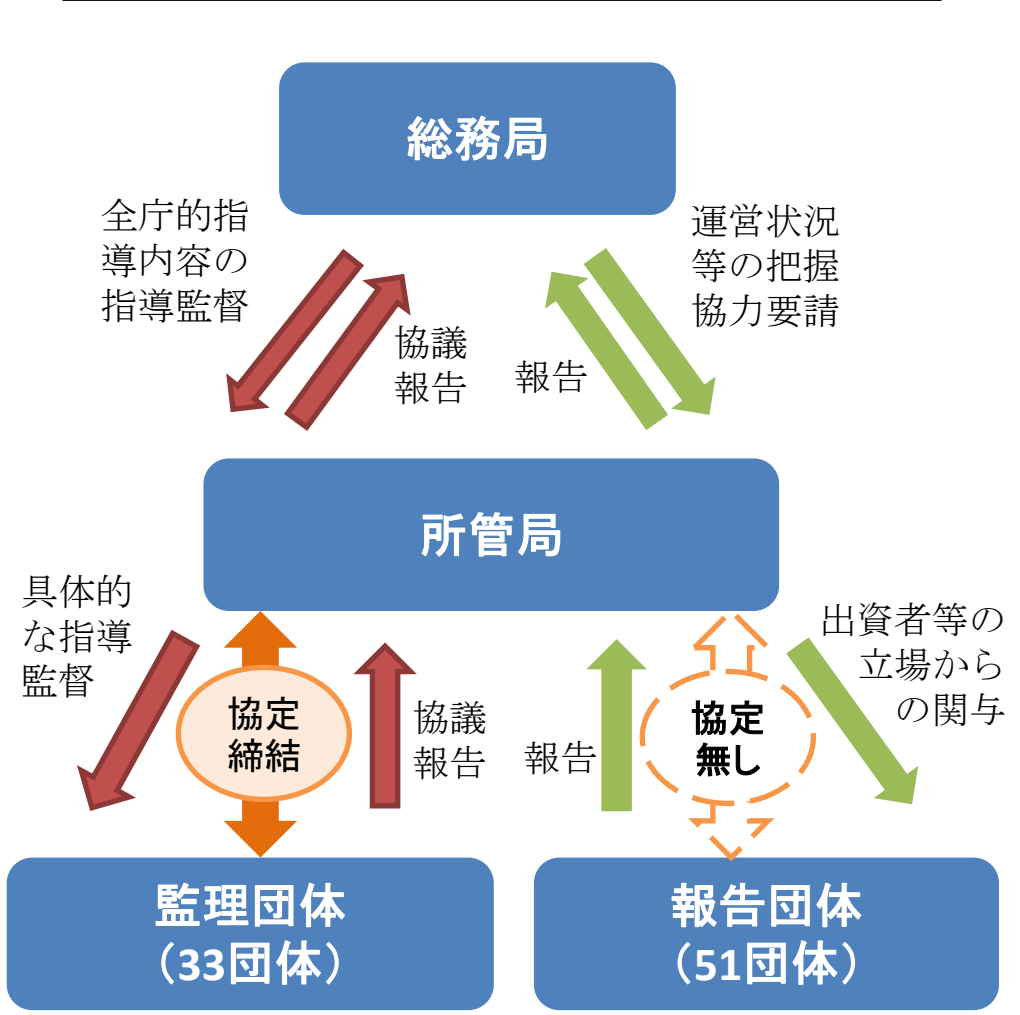
☛ **指導監督権限担保のため団体と協定を締結**

○ 報告団体

継続的な財政支出、人的支援等が僅少であり、自らの経営責任のもと自主的な経営を行う団体であるため、出資者等の立場から団体の運営状況を把握する目的で関与を実施

☛ **自立的な経営主体であるため協定は未締結**

指導監督の流れ



1 報告団体の概要

指導監督・関与の主な根拠

- ①東京都監理団体指導監督要綱・基準に基づく指導監督
- ②地方自治法に基づく関与

指導監督・関与の内容

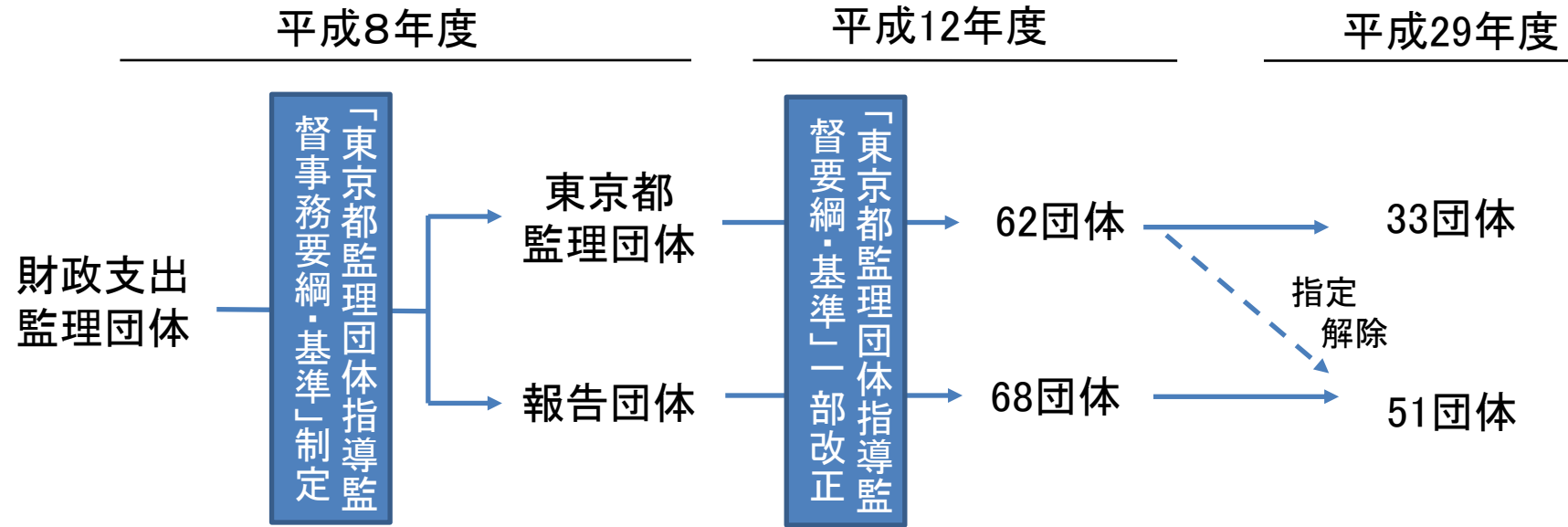
	監理団体	報告団体
・ 指導監督要綱 基準	<ul style="list-style-type: none">○ 役員・管理職名簿、事業計画・予算書、事業報告・決算書等の提出○ 経営評価制度、役員業績評価制度の実施○ 情報公開やセキュリティ対策の実施○ 組織及び職員数等の調整 等	<ul style="list-style-type: none">○ 役員・管理職名簿、事業計画・予算書、事業報告・決算書等の提出
地方自治法	<ul style="list-style-type: none">○ 予算の執行に関する長の調査権等(出資等比率1/2以上)○ 議会への経営状況に関する書類の提出(出資等比率1/2以上)※○ 監査委員や包括外部監査人による監査等(出資等比率1/4以上など)	

※ 都では、議会への経営状況に関する書類の提出は、出資比率等1/4以上の出資等団体を対象としている。

報告団体については、自立的経営を行っていることから都による関与は薄いですが、地方自治法による関与は監理団体と同様に受けている状況

1 報告団体の概要

報告団体の経緯



・都が出資等を行っている団体を以下に区分

- ①全庁的に指導監督及び関与を行う必要がある団体を「監理団体」
- ②都財政支出がないなど自立性の高い団体や自主的に法人等を設立し活動を行う団体を「報告団体」

・平成11年度以降は、都財政の危機を契機に、「自立的経営」をメルクマールとした監理団体改革を推進

・平成12年度には、要綱・基準を一部改正し、監理団体、報告団体間の移行を行う仕組みを導入

・改革を通じて団体の自立的経営が進展し、全庁的に関与する必要性が薄れた団体は監理団体指定を解除し、報告団体へ移行

⇒現報告団体のうち、19団体が監理団体から移行した団体

・平成8年度に「東京都監理団体指導監督事務要綱」を制定し、「東京都監理団体」と「報告団体」に分類

・監理団体改革を通じて、自立的経営が進展した団体は、「監理団体」指定を解除し、「報告団体」へ移行

1 報告団体の概要

法人形態・出資等比率別報告団体一覧①

区分	出資等比率 (持株比率)		1/3未満		1/3以上 1/2未満		1/2以上	
	出資なし							
株式会社 35団体	2団体		22団体		6団体		5団体	
	東京臨海熱供給	0.0%	セントラルプラザ	31.0%	東京交通会館	49.9%	東京都地下鉄建設	66.7%
	東京レポートセンター	0.0%	東京都競馬	27.8%	東京都ビジネスサービス	49.0%	東京トラフィック開発	60.0%
			建設資源広域利用センター	27.3%	東京地下鉄	46.6%	東京港埠頭	55.3%
			首都高速道路	26.7%	日本自動車ターミナル	43.3%	八丈島空港ターミナルビル	53.0%
			東京熱供給	25.0%	東京都プリプレス・トッパン	39.0%	東京食肉市場	50.0%
			東京下水道エネルギー	21.0%	はとバス	37.9%		
			東京グリーンシステムズ	20.0%				
			東京都市開発	19.2%				
			多摩テレビ	17.9%				
			首都圏新都市鉄道	17.7%				
			新宿グリーンビル管理	17.6%				
			交通情報サービス	14.6%				
			国際ファッションセンター	14.6%				
			有楽町駅前開発	12.4%				
			有電ビル管理	8.3%				
			水道マッピングシステム	7.0%				
			東京湾横断道路	5.0%				
			東京メトロポリタンテレビジョン	3.5%				
			J-WAVE	3.0%				
			田無タワー	0.6%				
			ゆりかもめ	0.1%				
			東京ビッグサイト	0.004%				

※ 出資等比率は、総株式数に対する都の持株比率(議決権比率とは異なる場合がある)。

※ 青字かつ下線を引いた団体は、都が筆頭出資者である団体。

1 報告団体の概要

法人形態・出資等比率別報告団体一覧②

出資等比率 区分		出えんなし		1/3未満		1/3以上 1/2未満		1/2以上	
		5団体		5団体		2団体		4団体	
公益財団法人	7団体	東京都体育協会	0.0%	東京都私学財団	14.5%	東京都防災・建築まちづくりセンター	40.0%	暴力団追放運動推進都民センター	81.9%
				利根川・荒川水源地域対策基金	8.3%	東京都生活衛生営業指導センター	34.0%	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	50.0%
一般財団法人	2団体			ファッション産業人材育成機構	21.8%			東京都人材支援事業団	100%
公益社団法人	1団体	東京都障害者スポーツ協会	-						
一般社団法人	2団体	東京バス協会	-						
		東京都農住都市支援センター	-						
特別法人	4団体	東京都中小企業団体中央会	0.0%	東京都農業信用基金協会	9.3%			東京都漁業信用基金協会	55.8%
				東京信用保証協会	4.6%				

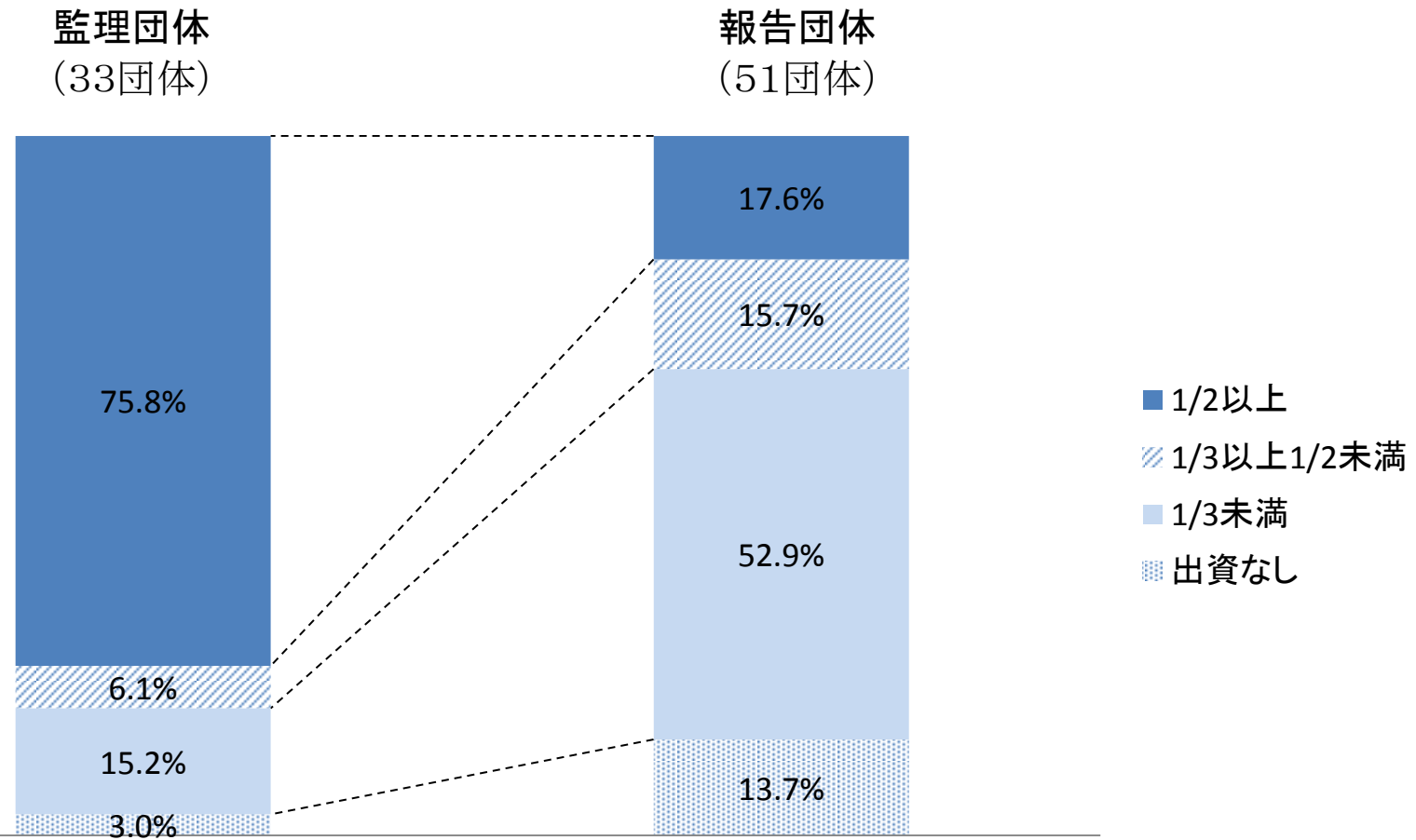
※ 出資等比率は、基本財産に対し、都が出えんした比率であり、団体の統合前に都が出えんした分も含めた比率。

※ 青字かつ下線を引いた団体は、都が筆頭出えん者である団体(他に同率で筆頭出えん者がいる団体を含む)。

2 報告団体の現状（監理団体との比較）

出資等比率別比較

都出資等比率別の団体数割合（平成28年8月1日現在）



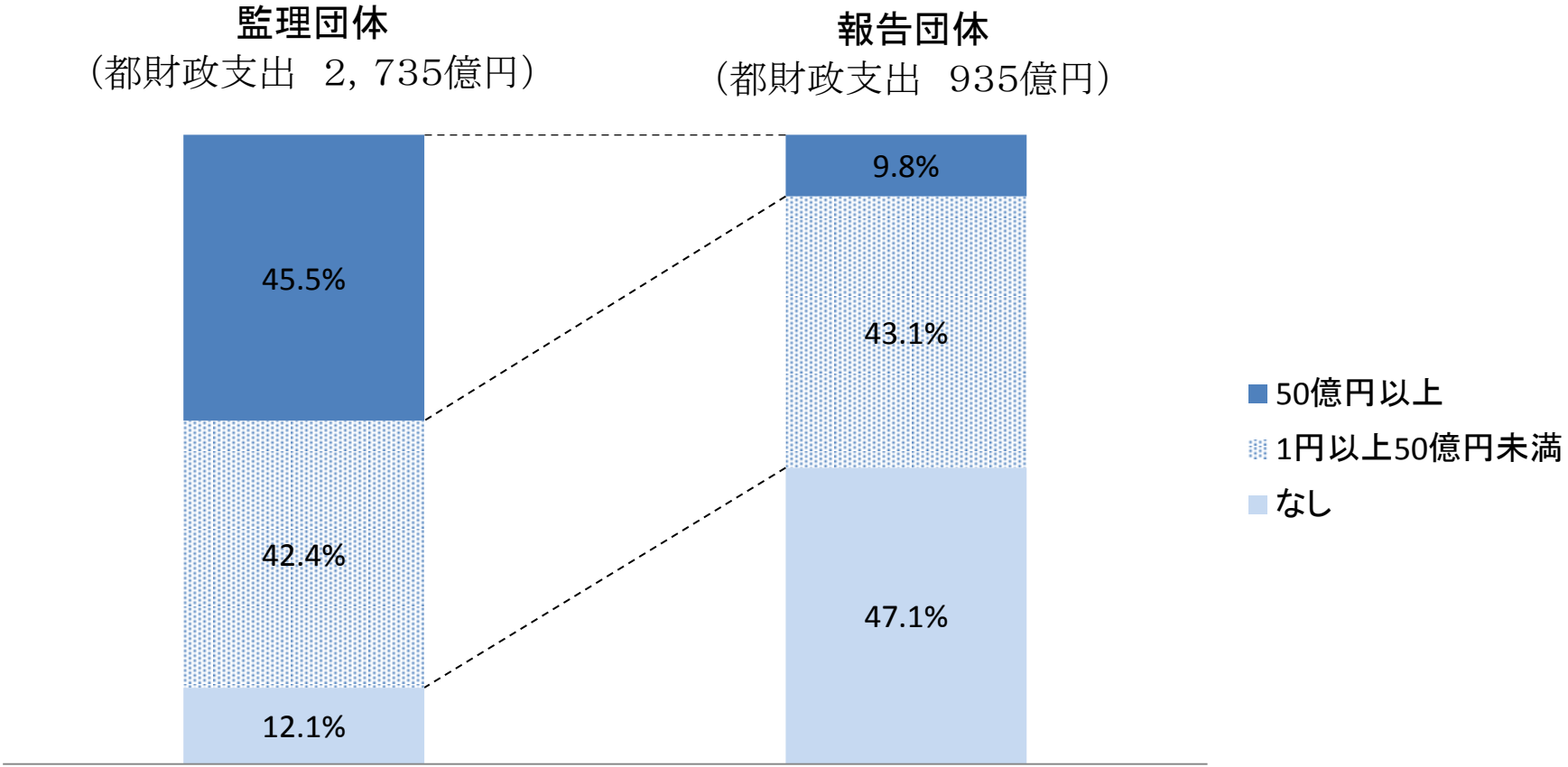
※ 出資等比率は、団体の統合前に都が出資もしくは出捐した分も含んだ割合
※ 株式会社については都の持株比率

報告団体は、監理団体に比べ出資等比率の低い団体が多い状況

2 報告団体の現状（監理団体との比較）

都財政支出額別比較

都財政支出額別団体数割合



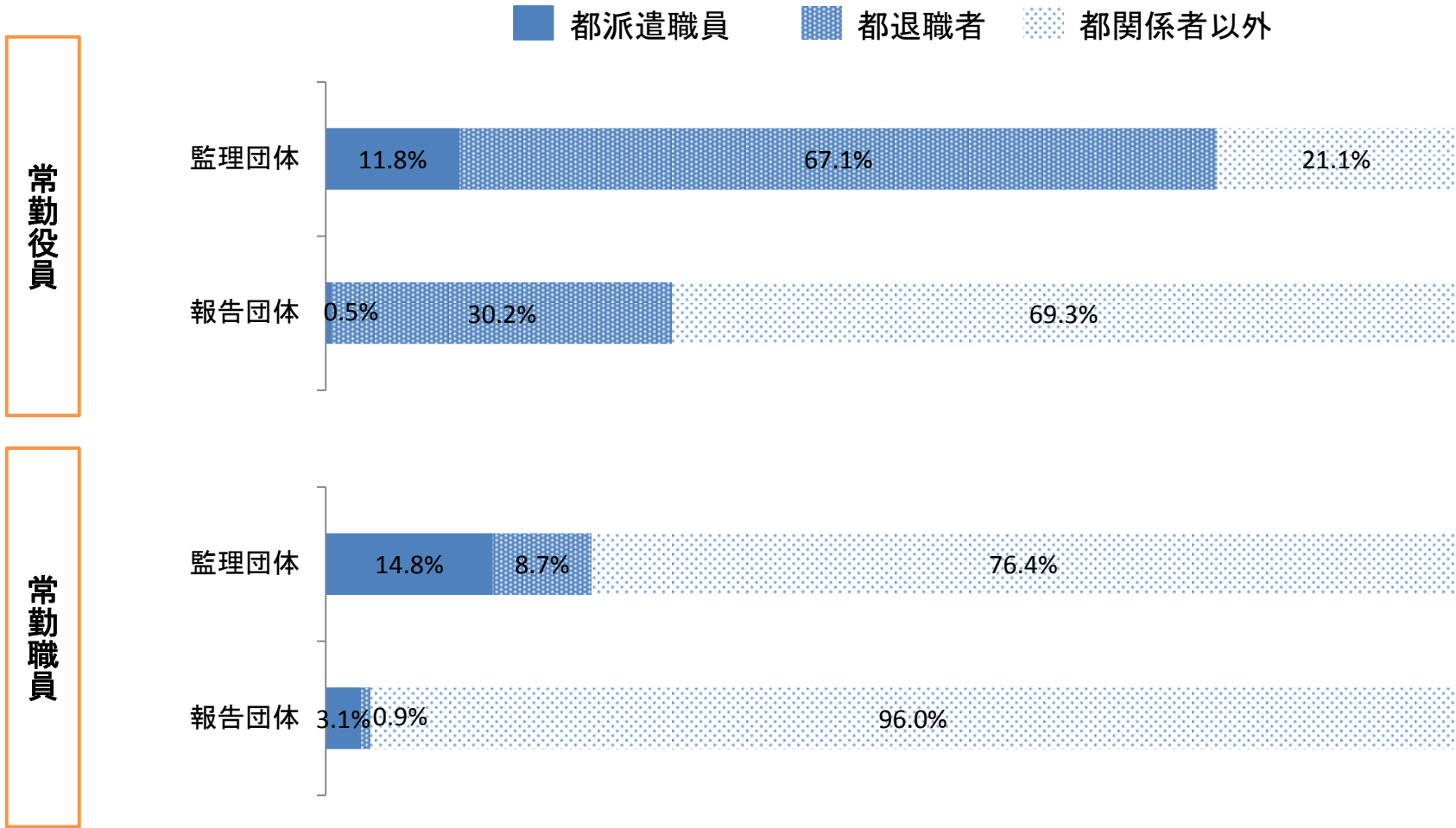
※都財政支出額は平成28年8月1日現在の団体における当初予算ベース（補助・委託・貸付の合計額）

報告団体の半分近くは、都による財政支出がない状況

2 報告団体の現状（監理団体との比較）

常勤役員割合比較

監理団体及び報告団体の常勤役員に占める都庁からの派遣職員・都退職者の割合比較
(平成28年8月1日現員)

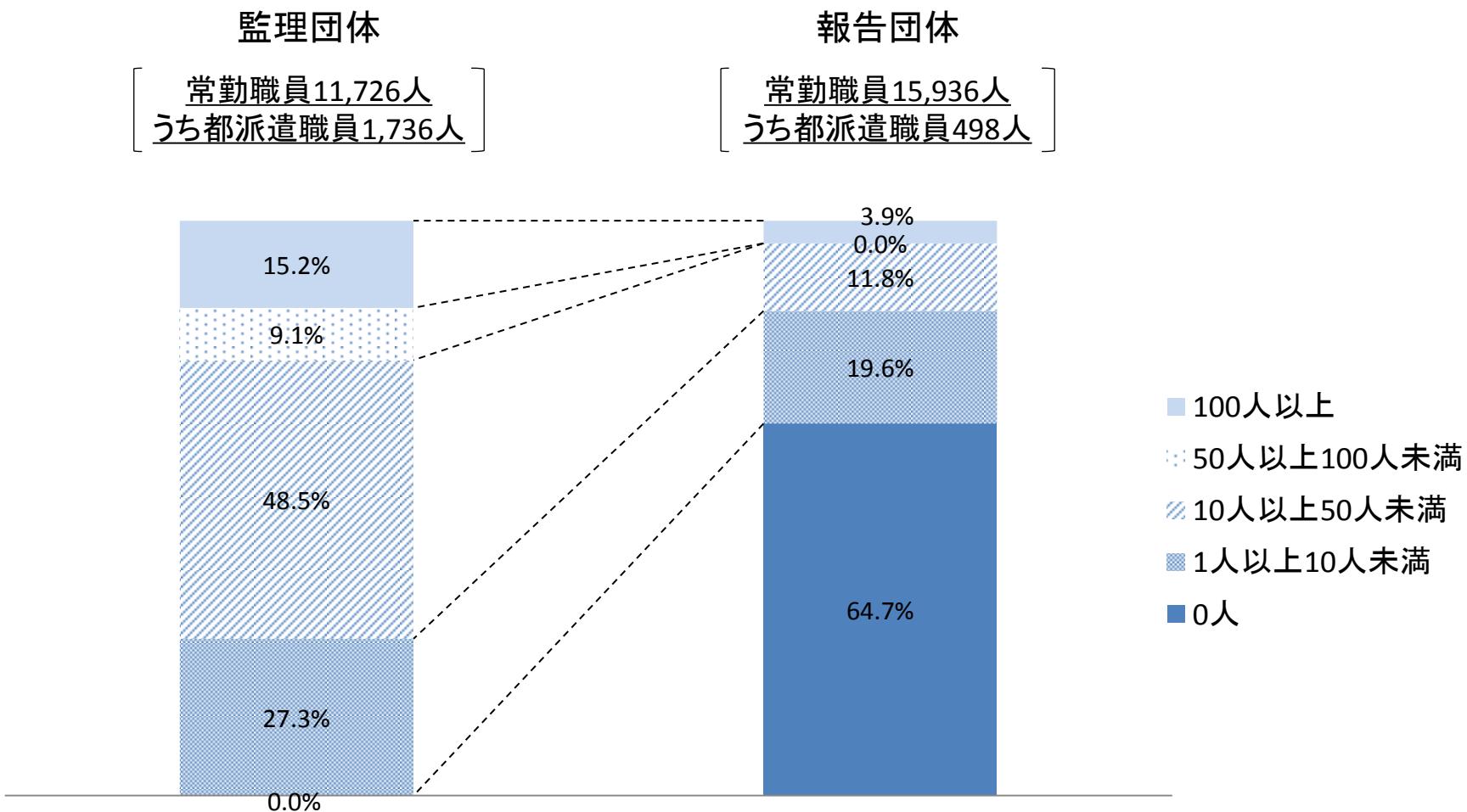


報告団体は監理団体に比べ常勤役員に占める都派遣職員、都退職者の割合は低い状況

2 報告団体の現状（監理団体との比較）

都派遣職員数別比較

常勤職員 都派遣職員数別団体数割合（平成28年8月1日現員）



報告団体の約3分の2にあたる団体には、都職員が派遣されていない状況

3 報告団体に関する課題整理

これまでの改革の取組

- 平成8年度に、都との関係性や役割等に大きく違いのあった都の出資等団体の関与内容について見直しを実施
- 過剰な指導監督により団体の自主的運営が阻害され、自立が妨げられていた状況等を踏まえ、都の財政支出がないなど自立性の高い団体や、自主的に法人等を設立し活動を行っている団体等を「報告団体」と位置づけ、運営状況等の簡易な情報提供を受けることで各団体の運営の概況を把握していく関与方法を確立

今後の検討にあたっての視点

現在、報告団体は監理団体と比較して全般的に自立的な経営を行っており、都による財政的・人的関与が薄い団体が多くを占めているが、都の事業に協力するなど政策実現に関わっている団体も一定程度存在

- 報告団体は、都が全庁的に主導的な関与を行う団体ではないものの、都民からの理解と納得を高めていく必要があるのではないか
- 都が財政支出等を行っている団体への所管局による費用対効果等のチェックはどうあるべきか

⇒ 都による説明責任の向上や都との関係性・位置づけ等について検討